随意契約理由一覧表（上下水道局分）（令和8年度）

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
8	9	委託	R8.9.15	陶器配水場小水力発電装置保守点検業務	株式会社三井三池製作所　大阪支店	本業務は、陶器配水場に設置されている小水力発電設備において、設備の運転に必要な計装機器や制御盤等の予防保全のため、保守点検業務を行うものである。 本設備は、24時間365日発電を行っている小水力発電設備の制御、運転管理を行うものであり、設備の仕様詳細図面等については、設計製作会社から公表されていない。 本業務の随意契約の相手方である三井三池製作所は、本設備の設計製作会社であり、本設備の構造、構成及び仕様に関する専門的知識を有している唯一の業者である。 また、本設備においては当該業者以外が履行した場合、不具合発生時の責任所在が不明確になることによって、原因切分けが困難となり、復旧までに多くの時間を要する可能性がある。また、小水力発電設備の正常な監視制御ができなくなり、本市の水運用に著しい支障が生じる可能性があり、市民生活への影響及び局全体の日常業務にも影響を与えるおそれがある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	9	委託	R8.9.24	浜寺諏訪森町西ほか下水道管路施設水中ドローン調査業務	伸栄開発株式会社	調査対象管きょは令和8年2月末を期限とする全国特別重点調査の対象であるが、現時点で未調査である。令和8年4月21日付けで国土交通省より、調査ができていない箇所について、速やかな対策の実施を求める文書が発出されており、直ちに調査を実施する必要がある。 本業務の対象である浜寺諏訪森町西4丁地内のS字カーブ区間については、水中ドローンによる調査においてケーブル破断や機器落下によるドローンの全損リスクが高く、調査を実施するためには、高度な技術力に加え、特有の資機材の確保が求められる。 当該業務を発注するに当たり、複数の事業者に対しヒアリングを実施したところ、伸栄開発株式会社以外の事業者からは、調査体制の確保が困難であることに加え、上記リスクが非常に大きいとの回答があり、仮に本業務に係る一般競争入札が実施されたとしても入札への参加を見送らざるを得ないとの意向が示された。 一方、伸栄開発株式会社については、当該区間の調査に必要となる高強度ケーブルを保有しており、他の事業者では調査実施が困難なS字カーブ区間においても水中ドローンによる調査を実施することができる技術、機材及び実施体制を有している。現時点において本業務を遂行可能な他の事業者は確認できておらず、当該業務を履行できる技術的能力を有する事業者は伸栄開発株式会社のみである。 以上のことから、本業務を適正かつ確実に履行できる事業者は伸栄開発株式会社に限られるため、同社と随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	9	電気	R8.9.16	上下水道局本庁舎本館で使用する電気	バンプーパワートレーディング合同会社	上下水道局本庁舎本館で使用する電気の調達については、令和8年5月22日に公告し、同年7月3日を開札日として一般競争入札を執行したが、2者からの入札はいずれも予定価格を超過したため落札者がなく、入札を取り止めた。その後、同年7月8日に再入札を実施したが、同様に予定価格を超過したため落札者がなく、入札を取り止めた。 また、上下水道局本庁舎本館で使用する電気（その2）の調達については、令和8年7月24日に公告し、同年8月25日を開札日として一般競争入札を執行したが、参加者はあったものの、入札者がいなかったため入札を取り止めた。 この時に契約していた電気供給契約は、令和8年9月30日までの契約であり、それまでに新たな契約を締結できなければ、当該施設の電気供給に支障を来し、上下水道事業の運営及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあった。 しかしながら、契約満了まで約1か月しかなく、加えて電力供給事業者の変更手続に約1か月を要することから、再度一般競争入札を実施した場合、契約締結に必要な期間を確保できず、契約締結の機会を逸するおそれがある。 また、同じ理由から複数事業者による見積合せを実施する期間を確保することもできない。 このため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき、随意契約を行った。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号）	
8	8	委託	R8.8.7	情報セキュリティ対策システムバージョンアップ業務	エフサステクノロジーズ株式会社西日本ビジネス本部　関西ビジネス統括部	本業務の履行にあたっては、情報セキュリティ対策システムの構成を詳細に把握した上で、各機能の動作、セキュリティ対策を損なうことなくバージョンアップ業務を履行することが必要となる。 このことから、情報セキュリティ対策システムの構築及び運用を　行っている業者であり、構造及び設定に関する専門的知識を有している唯一の業者であるエフサステクノロジーズ株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 仮に当該システムの詳細な知識等を有しない者が本業務を履行する場合、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在が不明瞭になる等、迅速な対応ができなくなり、業務系ネットワークに接続されるサーバ及び端末を利用する局内の事業に支障を及ぼし、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	

随意契約理由一覧表（上下水道局分）（令和8年度）

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
8	7	委託	R8.7.16	北余部西減圧弁室ほか減圧弁先行機切替業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス　大阪営業所	当該業者は当該設備のメンテナンス業者であり、当該設備の機能及び構造を熟知しており、当該業者でなければ仕様書に基づく保守点検が確実に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	7	委託	R8.7.3	浅香山配水場ほか地震感知器保守点検業務	極東貿易株式会社　大阪支店	当該機器は株式会社ミツトヨ製であるが、2022年4月1日より株式会社ミツトヨから日本システム工業株式会社に事業譲渡されており、現在は日本システム工業株式会社が製造業者となる。 当該業者は現製造業者のメンテナンス業者（メーカー代理店）であり、当該機器の機能及び機構を熟知しており、当該業者でなければ仕様書に基づく保守点検業務が確実に履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	7	委託	R8.7.14	三宝水再生センターほか無停電電源装置保守点検業務	株式会社GSユアサフィールディングス　関西支店	本業務については、当該設備を製造した業者である株式会社GSユアサのメンテナンス部門であり、当該設備に係る詳細な知識や技術等を有する株式会社GSユアサフィールディングス関西支店以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	6	物品	R8.6.17	三宝水再生センター1系水処理棟活性汚泥濃度計交換部品	東芝インフラテクノサービス株式会社　関西支店	本調達物品は、東芝インフラテクノサービス株式会社製の活性汚泥濃度計の交換部品である。動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他社製品を使用することはできない。また、当該部品の購入に際しては、当該部品を製造している東芝インフラテクノサービス株式会社による直接販売のみが行われており、当該業者以外からの購入はできない。以上のことから、本調達物品の購入契約方法については競争入札には適さないと判断し、東芝インフラテクノサービス株式会社との随意契約（一者契約）を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	5	委託	R8.5.1	水道料金等管理システム運用業務	日本電気株式会社　関西支社	本業務は、水道料金及び下水道使用料の算定業務及び収納管理業務を電算化し、使用者の異動管理等をオンライン処理するために開発された水道料金等管理システム（以下「料金システム」という。）の運用及び保守を行うものである。 そのためには、料金システムの構造、内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で、料金システムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。 このことから、料金システムの開発及び保守運用を行っている業者であり、当該システムにおける複雑、多岐、膨大なデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している唯一の業者である日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れや誤り、作業漏れ等により不具合が発生する恐れがあり、適正に水道料金及び下水道使用料を調定することができなくなるとともに、水道料金及び下水道使用料の請求に係る納入通知書の郵送及び口座振替の遅延など、市民生活に多大なる影響を及ぼす恐れがある。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	水道料金等管理システム改修業務（すいりん機能強化対応等）	日本電気株式会社　関西支社	本業務は、上下水道局スマートフォンアプリ「すいりん」の機能強化及び給水停止スケジュールの更新に伴い、現在運用中の水道料金等管理システムの改修を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上でシステムの機能等を損なうことなく履行することが必要となる。 このことから、当該システムの開発及び保守運用を行っている業者であり、当該システムにおける複雑、多岐、膨大なデータベースの構造及びプログラムに関する専門的知識を有している唯一の業者である、日本電気株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 なお、仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、必要なシステム設定の漏れ、誤り、作業漏れ等により不具合が発生する恐れがあり、適正に水道料金及び下水道使用料を調定することができなくなる。また、水道料金及び下水道使用料の請求に係る納入通知書の郵送及び口座振替の遅延等、局の事業運営及び市民生活に多大なる影響を及ぼす恐れがある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	

随意契約理由一覧表（上下水道局分）（令和8年度）

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
8	4	委託	R8.4.1	水道料金等電子バーコード・ペーパーレス決済サービス収納代行業務	株式会社電算システム	本業務は上下水道局スマートフォンアプリ「すいりん」を利用した電子バーコード・ペーパーレス決済サービスの収納代行業務である。 「すいりん」を利用した決済システムの導入に際しては、「すいりん」に株式会社電算システムの電子バーコードシステムを実装するとともに、左記電子バーコードシステムと連携できるよう、水道料金等管理システムの改修を行っている。 このことから、既存の料金システムと連携した情報システムを有している唯一の業者である株式会社電算システム以外では適正な履行ができないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 仮に本業務を当該業者以外が履行した場合は、既存の料金システムと連携した情報システムを有していない以上、現行の水道料金及び下水道使用料の「すいりん」を利用した決済及び局への入金処理ができなくなり、局事業に多大なる影響を及ぼすことになる。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	下水道事業受益者負担金等情報システム保守業務	株式会社南大阪電子計算センター	本業務は、現在運用中の下水道事業受益者負担金等情報システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。これらのことから、当該システムの開発業者であり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有している株式会社南大阪電子計算センター以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 なお、仮に当該システムの詳細な知識等を有しない者が、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定や責任の所在（開発業者の責任か、保守業者の責任か）が不明確になる等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼす恐れがある。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	給排水設備工事管理システム保守業務	コンピューターシステム株式会社	本業務は、現在運用中の給排水設備工事管理システムの保守等を行うものであり、当該システムの構造、プログラム及び設定内容等を熟知し、必要な作業内容を詳細に把握した上で業務を履行することが必要となる。また、システム障害等が発生した場合は、当該システムを使用した業務への影響を最低限に抑えるため、迅速かつ適切な対応が必要となる。 これらのことから、当該システムに係る技術、ノウハウ、システムの構造、プログラム及び設定内容等に関する知識を有しているコンピューターシステム株式会社以外では履行できないため、当該業者を随意契約の相手方とするものである。 仮に当該システムの詳細な知識等を有しないものが、本業務を履行した場合、重大な設定ミス等が生じる可能性が増すほか、障害発生時の原因箇所の特定等、迅速な対応が困難になり、当該システムを使用した業務に支障をきたし、市民サービスに影響を及ぼす恐れがある。 なお、コンピューターシステム株式会社は、当該システムの開発者であるドコモ・システムズ株式会社から当該システムの関連技術等を独占的に継承している業者である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	下水道工事設計積算システム（既存）延長保守点検業務	株式会社江守情報	当該システムの開発業者であり、当該システムにおけるデータベース構造及びプログラムに関する専門的知識を有している株式会社江守情報以外では履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	水道工事CAD設計積算システム（令和元年度稼働開始分）保守等業務	株式会社管総研	当該業者は当該システムを開発したもので、システムにおける詳細な設定等に必要な専門知識を有している。また、システムの機能を損なうことなく円滑に積算歩掛等のシステム反映を行うためには、システム構成を熟知した当該業者に委託する必要がある。 以上の理由により当システムは当該業者でないと履行できない。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	陶器配水場コントローラ等保守点検業務	メタウォーター株式会社　関西営業部	当該業者は、当該設備機器の開発製造業者であり、他の業者ではシステム（ソフト、ハードウェア）により制御されている当該設備機器の保守点検ができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	

随意契約理由一覧表（上下水道局分）（令和8年度）

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
8	4	委託	R8.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置（濃縮装置付）保守点検業務	株式会社島津アクセス　大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	ガスクロマトグラフ質量分析装置（PT/GC/MS/）（VOC用）保守点検業務	株式会社島津アクセス　大阪支店	当該業者は当該装置の設置業者であり、当該装置はコンピューターによる専用の分析ソフトで制御されており、導入時の初期プログラム及び分析条件の作成者でもある当該業者でなければ、当該装置の保守点検ができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	上下水道局公共用地調査登記等業務	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	当該業者は、官公署が行う業務の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、当該業務に関し、その大小を問わず迅速かつ正確に履行できる唯一の団体であるため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	上下水道事業統合型財務会計システム保守業務	日本電気株式会社　関西支社	当該システムは日本電気株式会社が開発したものであり、システムの保守業務はソフトウェアの著作権を有する日本電気株式会社以外では履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	上下水道局本庁舎中央監視装置保守点検業務	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー　関西支社	本業務は、中央監視装置・本庁舎本館各設備の機器性能を十分発揮させると共に、動作不良を事前に把握することで、これらの性能を維持し、事故を未然に防ぐために保守点検を行うことを目的としている。 中央監視装置と本庁舎本館の各関係設備は連動しており、各設備との調整や動作確認を正確に行う必要があり、構造を熟知していなければ業務を履行できない。 また、中央監視装置は本業の随意契約相手方である、アズビル株式会社（以下、本「本業者」という）が設計及び製造しており、製作図面・制御プログラムなどが企業機密になっているため、他社では製造・動作の確認ができない。 更に、遠隔監視業務を行うには、本庁舎本館と同じ監視設備を設置しなければ、遠隔管理ができず他の業者では履行することができない。 本業者以外の者が業務を履行した場合、当該設備・関連設備の構造理解が不十分であることから、動作不良を起こし、適切な庁舎運営に支障をきたすことが懸念される。 以上のことから、本業務においては、本業者が設備全体の点検から動作不良までを一貫して履行できる唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	三宝水再生センター水処理中央監視制御装置保守点検業務	東芝インフラテクノサービス株式会社　関西支店	当該業者は、水処理中央監視制御装置及び特高自家発棟のSIS（固定絶縁スイッチギヤ）の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者では東芝製システム（ソフト、ハードウェア）により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	堺浜関連施設中央監視制御装置保守点検業務	メタウォーター株式会社　関西営業部	当該業者は、堺浜関連施設の中央監視制御装置の製作・設置業者であり、動作確認や保守・修理対応を可能にするため、他の業者ではメタウォーター株式会社製システム（ソフト、ハードウェア）により制御されている当該装置の保守点検ができないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	三宝水再生センターほか高圧絶縁監視業務	一般財団法人関西電気保安協会　堺営業所	当該業者は、製造及び設置業者で、特許も取得しており、他の業者では履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	場外遠隔監視装置保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング　関西支社	当該業者は、製造及び設置業者である株式会社明電舎の業務移管を受けており、他の業者では履行できないため。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	三宝水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	

随意契約理由一覧表（上下水道局分）（令和8年度）

契約年度	契約月	種別	契約日	案件名	契約業者	随意契約の理由	備考
8	4	委託	R8.4.1	石津水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	委託	R8.4.1	泉北水再生センター下水沈砂処分業務	大阪湾広域臨海環境整備センター	本業務は廃棄物の埋立処分を行う業務であり、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿二府四県の各市町村から発生する廃棄物の埋立を行うことを目的として本市を含む地方公共団体の出資により設立された団体である受託者と契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	物品	R8.4.1	建設物価掲載単価データ	一般財団法人建設物価調査会　近畿支部	本調達物品は、一般財団法人建設物価調査会発行物の「掲載単価」　を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人建設物価調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。 以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人建設物価調査会と一者による随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	
8	4	物品	R8.4.1	積算資料掲載単価データ	一般財団法人経済調査会　関西支部	本調達物品は、一般財団法人経済調査会発行物の「掲載単価」　を元に作成されたデータであり、それらのデータを水道工事CAD設計積算システムにて共同利用するために必要なものである。また、本調達物品の購入にあたっては、水道工事CAD設計積算システムにデータ搭載するため、一般財団法人経済調査会による単価データ調整等が必要であり、当該業者以外に調達先がないものである。 以上のことから、本調達物品購入の契約方法については、競争入札に適さないと判断し、一般財団法人経済調査会と一者による随意契約を行うものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）	